

- 河合一也委員長 それでは、皆さん、御苦労さまです。
ただいまより市民福祉常任委員会を開会いたします。
早速、これより議案の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は、お手元に配付の審査順表のとおり、全部で1件であります。
それでは、議案審査に入ります。
議第24号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
第24号に対する質疑に入ります。
質疑のある委員は御発言願います。
- 深田ゆり子副委員長 今回、戸籍法の一部が令和元年5月31日に改正されて、政令によって、5年以内に施行することになったということですよ。その後、施行日を令和6年3月1日とするということが決められて、政令が公布されたということですけども、いつ公布されたのか。令和6年3月1日とするということ、公布された日です。
- 北川治恵市民課長 戸籍法の一部改正の施行日の政令につきましては、令和5年11月29日に公布されたところでございます。
- 深田ゆり子副委員長 分かりました。令和5年11月29日ですと、令和6年3月1日までに実施しなきゃいけないということで、3か月しかないんですよ。私は遅いんじゃないかなと思うんですけど、いつも3か月前とか、突然、公布されるんですか、もう既に5年以内にやるということが決められているんですけども、公布が遅れたんじゃないかと私は思うんですけども、その理由とか、ありますか。
- 北川治恵市民課長 今回の改正、特に広域交付等に関しては、国が新たに設置しました戸籍情報連携システムというものが大きな役割を果たしておりまして、そちらの構築を国が進め、それに合わせて各自自治体がそれを執行したりという形で進めてまいりましたので、その辺の準備が整い次第ということで、このようなスケジュールになったものと思われま。
- 以上です。
- 深田ゆり子副委員長 分かりました。戸籍情報連携システムですね。市の負担は特にないんですよ、国が設置するだけで。
もう一個お聞きします。
今回、市民の利便性と戸籍事務の効率化が図れるということになるんですけども、他市町に戸籍がある人はとても便利になると思うんですね。でも、戸籍抄本と戸籍謄本と両方あると思うんですが、両方取れますか。
- 北川治恵市民課長 今回適用となるのは、戸籍謄本、除籍謄本のみになります。抄本が取扱いをされないことにつきましては、その戸籍情報連携システムに取り込まれる情報はあくまでも画像でありまして、それを抄本にするための技術的な問題であるとか、あとは、セキュリティーの問題、その辺で今のところはまだ謄本のみのお取扱いとなっております。

ります。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 謄本ですと、全世帯員、出てくるものですから、自分のだけ欲しいという人のほうが、セキュリティー面では私は安全なんじゃないかなと思うんですけども、これも今後改善されるんじゃないかなと思います。

そのほかに便利になることはありますか。

- 北川治恵市民課長 直接、手数料条例に関係ないんですが、この戸籍情報連携システムを利用することによって、今まで本籍地以外の市町村で戸籍の届出を出す場合には、戸籍の謄本を添付することが必要な届出がほとんどだったんですが、そちらが3月1日以降は必要なくなります。市民に直接影響してくるところというのは、そういったところと、あとは、補足説明にもありましたが、戸籍の電子証明書が今後、行政サービスで電子申請が普及してきたときには、そちらを利用することで、効率的な電子申請が運用されるということで、そういう面でも今後は市民サービスの向上が期待できるところでございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 分かりました。これから戸籍電子証明書の普及が広がっていけば、またもっと利用の範囲が広がるんじゃないかなというお答えだと思うんですけども、私、便利になる一方で、戸籍情報連携システムによって、国は戸籍情報を全部一元化できるんですね、日本全国の。市区町村でどこでも取れるということは、国が一元化したからできるということですよ。この戸籍情報連携システム、これ、すごいビッグデータになると思うんですが、情報漏えいの心配をするんですよ、私は。そういうことはどういうふうにお考えですか。

- 北川治恵市民課長 まず、ログインの記録は全て残るということで、さらには、私たち、認証を、それぞれ職員が指紋を登録して、あとは、ログインのIDと二重で管理しております。必ず全ての発行した履歴は残るということで不正利用はない運用となっております。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 分かりました。いろいろ情報を見ていると、指紋の偽造とかというのが出ているので、またこれは今後の課題だと思うんですけども、あと、参考資料のほうで1点お聞きします。

今回の使用料について、3ページ、4ページに戸籍証明書の交付、紙ですと1通350円でしたよね。ですが、電子の戸籍電子証明書提供用識別符号というんですか、これは1件400円で、50円高いんですけども、4ページのほうの除籍証明書の交付は1通750円で、除籍電子証明書の提供用識別符号が1件700円と安くなっているんです。この違いというのは何ですか。

- 北川治恵市民課長 識別符号は、通知書という形で、提供先の行政機関が、その戸籍情報を入手するためのパスワード的なものを交付することになって、それは通知書ということで、番号しか発行しないものなので、その場合には400円並びに700円ということですよ。

ただ、同時に、戸籍証明書、紙のものを求め、さらに識別符号も必要だという場合に

は、通常の750円、450円のみで、別途、識別符号の400円であるとか、700円は徴収せず、紙の手数料だけ、450円、750円を徴収するというような、そんな運用になります。

○伊東義直市民環境部長 今回、この資料の3ページ、4ページが新旧対照表になっておりまして、右側が新しい条例でございます。こちらの改正したところ、別表の第3条関係の(2)の部分が、これは3号の2なんですけれども、大きく下線が引いてあると思うんですね。こちらが識別符号の戸籍の識別符号で、400円ということが記載されております。

下へ下がってもらいまして、5の2、こちらにまた下線がたくさん引いてあって、新たに加えたところなんですけど、こちらが除籍電子証明書の識別符号の発行で、こちらが700円とさせていただいております。

今回、改正の中で、広域交付で3ページになるんですが、(2)のところ、一部下線が引いてあるところがあります。こちらが、従来も戸籍の証明書としてこの金額を表記させていただいているんですが、こちらの下線の部分で、広域交付の内容、大本の法律が変わっておりますので、それに伴いまして、こちらは広域交付についても従来の戸籍証明書と変わらず450円という表記にさせていただいております。

次の4号、(4)のところ、これが除籍の広域交付も含めた形で、従来の750円という表記であります。

6号と7号が届出書等の情報の内容の証明書として、6号が350円と、7号が届出書の情報の内容の閲覧として350円ということで、今回併せて改正をしております。

○深田ゆり子副委員長 4ページの(4)で、除籍証明書は1通750円。

○伊東義直市民環境部長 従来もそうです。

○深田ゆり子副委員長 追加された除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき700円ということで、識別符号のほうが50円安いんですよ。

○北川治恵市民課長 戸籍の謄本については2号になるので、2号の下線、4行目の戸籍証明書の交付1通につき450円というのが手数料になります。

その下の350円につきましては、こちらは今回、変更に係る部分ではありません。

○深田ゆり子副委員長 金額の違い、戸籍証明書も50円安くなるということで、見るところがちょっと私は違ったということで理解できました。

○河合一也委員長 ほかに質疑があればお願いします。

○石原孝之委員 この3の2と5の2に関してなんですけど、電子に関しては400円とか、700円というのは、これは自治体全部、全国一律という形ですか。

○北川治恵市民課長 市町村の手数料条例で定めるものなので、多くの自治体は基本的にはこの政令に沿って手数料を定めているものと思われまして。

○石原孝之委員 分かりました。

○河合一也委員長 多少違いはあるということですね。

ほかにどうでしょうか。

よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第24号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第24号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしました。市民福祉常任委員会をこれで閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 (11 : 37)